

「benrii ホームページ作成サポート」サービス契約約款

2020年7月1日
株式会社ベンリー

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

株式会社ベンリー(以下「当社」といいます。)は、「benrii ホームページ作成サポート」サービス契約約款(以下「本約款」といいます。)をここに定め、これにより「benrii ホームページ作成サポート」サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

※ECサイト作成サポートは別紙「benrii ECサイト作成サポート」サービス利用規約を提供します。

第2条 (約款の変更)

当社は、本約款を契約者の承諾なく、変更することがあります。その際、当社のホームページ上において、速やかに変更後の本約款を告知します。

2 本約款が変更された後の本サービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。

第3条 (用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 定義 |
|--|--|
| 「benrii ホームページ作成サポート」サービス | 電気通信設備及び通信回線を使用して提供する当社のサービスの総称であり、当社または当社が指定した業者が管理するインターネットに接続されたコンピュータ機器(以下「当社サーバ」といいます)の電氣的な保管空間を、別に定める方法に従い、電子メール利用、ホームページ運用のために貸し出すとともに、当社サーバの設定および接続環境を保守・管理し、サーバの機能の利用権を契約者に付与するサービスおよびホームページのコンテンツ作成を代行するサービス |
| 「benrii ホームページ作成サポート」サービス用通信回線(以下「本サービス用通信回線」) | 当社または当社が指定した業者が本サービスの提供にあたり、電気通信事業者より提供を受けている電気通信回線 |
| 「benrii ホームページ作成サポート」サービス用設備(以下「本サービス用設備」) | 当社または当社が指定した業者が本サービスの提供にあたり、当社または当社が指定した業者が設置した通信設備、電子計算機、その他の機器及びソフトウェア |
| 契約者 | 当社と本サービスの利用契約を締結している法人(当該法人に所属している本サービスの直接的使用者も含む)若しくは個人 |
| アクセス回線 | 契約者が、本サービス用設備に接続するため、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者から提供を受ける電気通信回線 |

第2章 サービスの内容等

第4条 (サービスの種類及び内容)

本サービスの種類及びその内容は、以下の通りとします。なお、最新のサービスの種類及びその内容に関しては、第2条(約款の変更)により、当社のホームページ上で告知いたします。ただし、本サービスのうちドメイン取得申請代行サービスのみの提供はいたしません。

| 種 類 | 内 容 |
|--------------------------------|---|
| ドメイン取得申請代行サービス | 契約者のためにドメイン取得申請および維持を代行するサービス |
| ホームページ運用・E-mail 運用(ホスティング)サービス | 本サービス用設備上に契約者の公開情報を置くスペースを開設、利用できるサービスおよび契約者の独自ドメインによるE-mail を利用できるサービス |
| ホームページ作成サービス | 本サービス用設備上に置く、あるいは他のサーバに置くための契約者の公開情報を編集、加工およびメンテナンスを行うサービス |

第5条 (サービスの提供区域)

当社が本約款で提供するサービスの提供区域は、日本国の全ての地域とします。

第3章 利用契約の締結等

第6条 (申込)

各サービスの利用の申込は、当該利用内容を特定するために必要な事項を記載した当社所定の利用申込書を提出して行うものとします。

2 利用申込書の提出は、当社が認める場合に限り、ファクシミリやインターネット等を用いたオンラインによる申込に替えることができます。

第7条 (権利の譲渡制限)

契約者が本サービスの提供を受ける権利は、第三者に譲渡することができません。

第8条 (申込の拒絶)

当社は、次の各号に該当する場合には、本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 申込に係るサービスの提供又は当該サービスに係る装置の保守が技術上著しく困難なとき
- (2) 本サービスの申込者が当該申込に係るサービス契約上の債務の支払を怠るおそれがあるとき
- (3) 本サービスの申込者が第20条(当社の解除)各号の事由に該当するとき
- (4) 申込に係るサービスを提供するためのアクセス回線の設置について電気通信事業者の承諾が得られないとき
- (5) 本サービスの申込者が申込に係る利用申込書に虚偽の事実を記載したとき
- (6) 本サービスの申込者が当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で当該サービスを利用するおそれがあるとき

2 前項の規定により、当社が本サービスの利用の申込を拒絶するときは、申込者に対し、書面をもってその旨を通知します。申込者はこれに対して異議を申し出ることはできません。また、当社は拒絶の理由を明らかにする義務を負いません。

第9条 (変更の届け出)

契約者は、次の各号の事項に変更が生じた場合は、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えて、その旨

を当社所定の様式にて届け出るものとします。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 利用料金支払方法又は当該支払に必要なその他の情報
- (4) 各サービス利用の際に当社に届け出た事項
- (5) 前各号の他、契約者が当社に届け出た事項

第10条（法人の契約上の地位の承継）

契約者である法人の合併もしくは会社分割により契約者たる地位が承継されたときは、当該地位を承継した法人は、当社に対し、速やかに、承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとします。

2 第8条(第1項第1号及び第4号を除きます。以下この項及び次条第2項において同じとします。)(申込の拒絶)の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「本サービスの申込者」とあるのは「当該地位を承継した法人」と、「本サービスの利用申込書」とあるのは「申出書」とそれぞれ読み替えるものとします。

第11条（個人の契約上の地位の引継）

契約者である個人(以下この項において「元契約者」といいます。)が死亡したときは、当該個人に係る本サービス契約は終了します。ただし、相続開始の日から2週間を経過する日までに当社に申出をすることにより、相続人(相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人)は、引き続き当該契約に係るホスティング(運用)サービスの提供を受けることができます。この場合において、当該申出をした相続人は、元契約者の当該契約上の地位(元契約者の当該契約上の債務を含みます。)を引き継ぐものとします。

2 第8条(申込の拒絶)の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「本サービスの申込者」とあるのは「相続人」と、「本サービスの利用申込書」とあるのは「申出書」とそれぞれ読み替えるものとします。

第4章 契約者の義務

第12条（アクセス回線の契約）

契約者は、本サービスを利用するにあたり、自己の責任において、電気通信事業者とアクセス回線について契約するものとします。

第13条（技術基準の維持）

契約者は、本サービスの利用にあたり設置した通信設備、電子計算機、その他の機器及びソフトウェアを本サービスの技術基準に適合するよう維持するものとします。

第14条（ユーザID及びパスワード、電子証明書）

契約者は、当社が契約者に対し付与するユーザID及びパスワード、あるいは電子証明書の管理責任を負うものとします。

2 契約者は、ユーザID又はパスワード、あるいは電子証明書を第三者に利用させてはいけません。

3 契約者は、ユーザID又はパスワード、あるいは電子証明書が窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

第15条（各サービスにおける義務）

本サービス利用上の契約者の義務については、各サービスの細則にて定めます。

第5章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止

第16条 (利用の制限)

当社は、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置を採ることがあります。

第17条 (利用の中止)

当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社が設置あるいは接続する電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
- (2) 当社が設置あるいは接続する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
- (3) 一般的に広く使用されているコンピュータ等に共通的に存在する技術的問題もしくはそれにより惹起される可能性のある技術的問題や社会的混乱により、当社が設置あるいは接続する電気通信設備の正常な運用が困難になる可能性が予想され、サービスの提供を一時中止する方が良くいと当社が判断したとき

2 当社は、本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し、前項第1号により中止する場合にあつては、その14日前までに、同項第2号および第3号により中止する場合にあつては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第18条 (利用の停止)

当社は、契約者が次の各号に該当するときは、当該サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 本サービスの利用契約上の債務の支払を怠り、または怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (2) 本サービスの利用申込時に申告した内容に虚偽の事実があることが判明したとき
- (3) 公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき
- (4) 当社が提供するサービスの利用者に対し、重大な支障を与えるおそれがあるとき
- (5) 第8条第1項第1号(申込の拒絶)に該当するとき
- (6) 第9条(変更の届け出)の規定に違反したとき

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、契約者に対し、あらかじめその理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第19条 (サービスの廃止)

当社は、都合により本サービスの一部ないしは全部を廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定によりサービスを廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の1ヶ月前までに、書面により、その旨を通知します。

3 契約者は、第1項のサービスの廃止があつたときは、当社に請求することにより、当該廃止に係るサービスに代えて他の種類のサービスを受けることができます。この場合において、当該請求については、第8条(申込の拒絶)を準用します。

4 第1項の規定により本サービスの一部または全部が廃止されたとき(前項の規定により、他の種類のサービスへの変更があつた場合を除きます。)は、当該廃止の日に当該サービス利用契約が解除されたものとします。

第6章 契約の解除

第20条 (当社の解除)

当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービス利用契約を解除することがあります。

- (1) 第18条第1項(利用の停止)の規定により、本サービスの利用が停止された場合において、契約者が当該停止の日から2ヶ月以内に当該停止の原因となった事由を解消しないとき

(2) 第18条第1項各号(利用の停止)の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

2 当社は、前項の規定により本サービス契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知します。

第21条 (契約者の解除)

契約者は、当社に対し、当社所定の解約申込書で通知をすることにより、本サービスのうち、ホームページ運用・E-mail 運用サービス(以下「ホスティングサービス」といいます。)に関する契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力は、当社に到達した時期に応じて、次の各号に掲げる期日をもって生じるものとします。

(1)各月の1日から15日までの間に通知が当社に到達した場合当該月の末日

(2)各月の16日から末日までの間に通知が当社に到達した場合当該月の翌月末日

2 契約者は、ホスティングサービスに関する契約を解除する場合、契約者のホームページ等のコンテンツを当社スペースより他の場所へ移設することができます。その際、当社において、そのことに係る実費が発生した場合は、契約者に対して別途請求できるものとします。

3 契約者は、第1 項の規定にかかわらず、第16条(利用の制限)又は第17条第1項(利用の中止)の事由が生じたことにより本サービスを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、当該契約を解除することができます。この場合において、当該解除は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとします。

第22条(反社会的勢力の排除)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合は、何らの催告をなすことなく、利用契約を解除することができるものとします。

(1)契約者またはその役員もしくは従業員が、反社会的勢力(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は暴力、威力及び詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人をいう。以下同じ。)であることが判明したとき。

(2)反社会的勢力が契約者の経営に実質的に関与していることが判明したとき。

(3)契約者が、自己もしくは第三者の不正の利益を図りまたは第三者に損害を与える目的をもって、反社会的勢力またはその威力を活用していることが判明したとき。

(4)契約者が、反社会的勢力に対し資金等を供給し又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持、運営に協力しまたは関与していることが判明したとき。

2 前項の規定に基づく解除によって契約者が損害を被ることがあっても、当社は契約者に対して損害賠償その他一切の責任を負わないものとします。

3 第1 項の規定に基づく解除により当社が損害を被った場合、契約者はかかる損害を賠償する責任を負うものとします。

第7章 料金等

第23条(料金の適用)

本サービスの各種料金は、別紙のとおりとします。なお、最新の料金に関しましては、第2条(約款の変更)により、当社のホームページ上で告知いたします。

第24条(料金の計算方法)

本サービス料金のうち、初期料金は、各サービスの利用契約毎に一時金として契約者が当社に支払う料金です。

2 本サービス料金のうち、月額料金は、料金月(当月1日から当月末日までをいい、以下同じとします。なお、1カ月に満たない料金月も、1料金月とみなします。)毎に、契約者が当社に支払う料金です。

3 本サービス料金のうち、年間契約料金は、申込受付を行った月を起算月(申込日が当月1日から当月末日までのいずれの日にもかかわらず、その月を起算月とみなします。)とし、その月から12カ月後の月の末日までの期間(年間契約期間)に、契約者が当社に支払う料金です。

第25条(消費税等相当額の算定)

消費税および地方消費税(以下総称して「消費税等」という)相当額は、前条に基づき算出された本サービス料金に対して算定されるものとします。

2 消費税等相当額の算定に関して、1円未満の端数が生じた場合には、四捨五入するものとします。

3 消費税等相当額の算定の際、税率は、当該算定時に税法上現に有効な税率とします。

第26条(料金の支払方法)

料金の支払方式が請求書決済方式の場合、契約者は、本サービス料金およびこれにかかる消費税等相当額を、当社からの請求書に従い当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。

第27条(遅延利息)

契約者は、本サービス料金その他の債務(遅延利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年14.5%の割合で算出した額を、遅延利息として当社が指定する期日までに支払うものとします。

第8章 損害賠償

第28条(免責)

当社は、契約者が本サービスを利用するために使用しているハードウェアおよびソフトウェアによって被った被害についての保証および賠償の責任を負わないものとします。

2 契約者が本サービスを利用することにより契約者の責任の下に第三者へ提供されるサービス内容あるいはコンテンツに関しては、契約者が一切の責任を負うものとし、当該サービス内容あるいは当該コンテンツに起因して生じる損害賠償請求等について当社は何らの責任を負わないものとします。

3 当社は、契約者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じたトラブル等に関し、何らの責任を負わないものとします。

4 当社は、前3項の他、本サービスの提供において、天災地変その他不可抗力により生じた損害、その他当社の責に帰さない事由により生じた損害については、その賠償の責を負わないものとします。

第9章 雑則

第29条(機密保持)

当社は、本サービスの提供に際し知り得た契約者の業務上の機密(通信の秘密を含みます)を、第三者に漏らしません。

第30条(著作権)

ホームページ作成サービスによって作成するホームページの全体および各構成部分に係る著作権は、当社ないし当社に当該著作物の利用を許諾した第三者に帰属するものとします。ただし、契約者が当社に提供した画像その他の著作物がホームページに含まれる場合、当該著作物についてはこの限りではありません。

2 契約者は、「benrii ホームページ作成サポート」サービスの利用により享受される著作物を著作権法その他の法律で許された範囲内でのみ使用するものとします。契約者が著作物の使用、改変、複製、頒布その他の行為により著作権法その他の法律に違反し、もしくは他社の著作権を侵害した場合には、契約者がその責めを負うものとし、当社がかかる違反もしくは侵害により損害を被り、もしくは被るおそれあるときは、当社を防御、免責、補償するものとします。

第31条(特約との関係)

当社と契約者の間に、特約としての規定がある場合は、当該規定の内容が本約款の各条項に優先して適用されるものとします。

第32条(管轄裁判所)

本約款に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって合意上の第一審の専属管轄裁判所とします。

第33条(準拠法)

本約款に関する準拠法は日本法とします。

付則：本約款は、2020年7月1日より実施します。

「benrii ホームページ作成サポート」サービス
ドメイン取得申請代行サービス特約約款

2020年7月1日
株式会社ベンリー

株式会社ベンリー（以下、「当社」とします）は、当社が運営している「benrii ホームページ作成サポート」サービスにおいて、契約者より申込みのあったドメイン取得申請代行サービスの特約約款（以下、「本特約」とします）を以下の通り定め、本特約によりドメイン取得代行サービスを提供します。

第1条（本特約における一般条項）

本特約に記載の無い一般条項については、「benrii ホームページ作成サポート」サービス契約約款を適用するものとします。

第2条（本特約の範囲）

当社が、契約者のためにドメイン取得申請および維持代行サービスを行なう範囲は以下の通りとします。

- (1) JPNIC（社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター）およびJPRS（株式会社日本レジストリサービス）から割当てられるドメインの取得申請および維持代行
- (2) Network Solutions Inc. 等のgeneric Top Level Domain 登録業者から割当てられるドメインの取得申請および維持代行
- (3) 上記に記したレジストラ以外の登録業者から割当てられるドメインの取得申請および維持代行

第3条（当社の義務）

契約者より申し出のあったドメイン名について、当社は速やかにドメイン取得申請代行するものとします。

第4条（契約者の確認事項）

契約者は、前条により当社によって取得申請代行がなされ、ドメインの取得が完了したことを確認するものとします。

第5条（料金）

本特約の料金については、別紙にて定める料金とします。なお、料金については、「benrii ホームページ作成サポート」サービス契約約款の第7章第23条（料金の適用）を適用するものとします。

2 契約者が当社に支払う、本特約に関する料金の支払条件は、「benrii ホームページ作成サポート」サービス契約約款の第7章第24条（料金の計算方法）、第25条（消費税相当額の算定）、第26条（料金の支払方法）を適用するものとします。

第6条（ドメイン取得申請代行の取消）

当社が、第3条（当社の義務）によりすでにドメイン取得申請手続きを開始した後は、契約者は、契約者の都合による契約の解除はできません。

第7条（免責）

第3条（当社の義務）により当社によって速やかにドメイン取得申請手続きがなされたにもかかわらず、希望のドメイン取得に至らなかった場合において、当社は何らの責任を負わないものとします。

第8条（協議）

本特約及び「benrii ホームページ作成サポート」サービス契約約款に記載のない事項で、双方に疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議し、解決するものとします。

付則：本約款は、2020年7月1日より実施します。

「benrii ホームページ作成サポート」サービス
ホームページ運用・E-mail 運用(ホスティング)サービス特約約款

2020年7月1日
株式会社ベンリー

株式会社ベンリー(以下、「当社」とします)は、当社が運営している「benrii ホームページ作成サポート」サービスにおいて、契約者より申込みのあったホームページ運用・E-mail 運用(ホスティング)サービスにつき、当該ホームページ運用・E-mail 運用(ホスティング)サービス特約約款(以下、「本特約」とします)を以下の通り定め、本特約によりホームページ・E-mail 運用(ホスティング)サービスを提供します。

第1条 (本特約における一般条項)

本特約に記載の無い一般条項については、「benrii ホームページ作成サポート」サービス契約約款を適用するものとします。

第2条 (本特約の範囲)

当社が、契約者のためにホームページ運用・E-mail 運用(ホスティング)サービスを行う範囲を以下の通りとします。

- (1) 当社ホームページサーバのディスクの一部を使用して、契約者が提供する契約者の原稿、図画などのホームページ用デジタル素材(以下、「素材」とします)をインターネットに情報発信するサービス
- (2) 当社メールサーバの一部を使用して、契約者の独自ドメインによるE-mail を使用できるサービス
- (3) 前各号のサービスに関する助言などの付帯事項

第3条 (当社の義務)

当社は、契約者からの申込を確認後、速やかに当社ホームページサーバを開設し、契約者が持つホームページのデータをアップロードすることが出来るサーバ環境を提供します。

2 E-mail については、契約者の希望によるアカウントを設定のうえ、ユーザID およびパスワードを発行します。

第4条 (契約者の確認事項)

契約者は、当社から発行されたユーザID(アカウント)及びパスワードを自らの責任において管理するものとし、「benrii ホームページ作成サポート」サービス契約約款の第4章第14条(ユーザーID 及びパスワード、電子証明書)に規定される契約者の義務を負うものとします。

第5条 (料金)

本特約の料金については、別紙にて定める料金とします。なお、料金については、「benrii ホームページ作成サポート」サービス契約約款の第7章第24条から第26条を適用するものとします。

第6条 (責任の制限)

当社の責に帰すべき理由により、契約者によるホームページ運用・E-mail 運用(ホスティング)サービスの利用に支障が生じたときは、契約者がホームページ運用・E-mail 運用(ホスティング)サービスを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻(以下「障害発生時刻」といいます。)から起算して、連続して48時間以上、ホームページ運用・E-mail 運用(ホスティング)サービスが全く利用できなかったときに限り、当社は契約者の損害の賠償をします。

2 前項の場合において、当社は、障害発生時刻における契約者との契約において定められた月額料金の額を限度として損害の賠償をします。

第7条(免責)

当社は、契約者によるホームページ運用・E-mail 運用(ホスティング)サービスの利用に際して情報等が破損または滅失したことによる損害、E-mail 送受信の際の不達・遅延による損害、ウイルス感染による損害、若しくは契約者がホームページ運用・E-mail 運用(ホスティング)サービスから得た情報等に起因して生じた損害について、その原因の如何によらず、一切の賠償の責任を負わないものとします。

2 当社は、契約者がホームページ運用・E-mail 運用(ホスティング)サービスを利用するために使用しているハードウェアおよびソフトウェアによって被った損害についての保証および賠償の責任を負わないものとします。

3 契約者がホームページ運用・E-mail 運用(ホスティング)サービスを利用することにより契約者の責任の下に第三者へ提供されるサービス内容あるいはコンテンツに関しては、契約者が一切の責任を負うものとし、当該サービス内容あるいは当該コンテンツに起因して生じる損害賠償請求等について当社は何らの責任を負わないものとします。

4 当社は、契約者がホームページ運用・E-mail 運用(ホスティング)サービスを利用することにより第三者との間で生じたトラブル等に関し、何らの責任を負わないものとします。

5 当社は、前4項の他、ホームページ運用・E-mail 運用(ホスティング)サービスの履行において、天災地変その他不可抗力により生じた損害、その他当社の責に帰さない事由により生じた損害については、その賠償の責を負わないものとします。

第8条(契約)

ホームページ運用・E-mail 運用(ホスティング)サービスは、申込の受付を行った月を起算月(申込日が当月1日から当月末日までのいずれの日にもかかわらず、その月を起算月とみなします。)とします。

第9条(権利の失効)

前条に定める契約において、契約者がホームページ運用・E-mail 運用(ホスティング)サービスを利用できるにもかかわらず、相当の期間その権利を行使しなかった場合、当社は契約者の承諾を得ることなくサービスの提供を解除出来るものとします。

2 「benrii ホームページ作成サポート」サービス契約約款の第6章第21条(契約者の解除)に則り、所定の手続きによりホームページ運用・E-mail 運用(ホスティング)サービスの解除を行った場合は、その権利は失効するものとします。また、その際、契約者がホームページ運用・E-mail 運用(ホスティング)サービスを利用するために事前に支払った料金については、返還いたしません。

第10条(協議)

本特約及び「benrii ホームページ作成サポート」サービス契約約款に記載のない事項で、双方に疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議し、解決するものとします。

付則:本約款は、2020年7月1日より実施します。

(実施履歴)

「benrii ホームページ作成サポート」サービス
ホームページ作成特約約款

2020年7月1日
株式会社ベンリー

株式会社ベンリー（以下、「当社」とします）は、当社が運営している「benrii ホームページ作成サポート」サービスにおいて、契約者より申込みのあったホームページ作成サービスにつき、当該ホームページ作成特約約款（以下、「本特約」とします）を以下の通り定め、本特約によりホームページ作成サービスを提供します。

第1条（本特約における一般条項）

本特約に記載の無い一般条項については、「benrii ホームページ作成サポート」サービス契約約款を適用するものとします。

第2条（本特約の範囲）

当社が、契約者のためにホームページの作成、修正およびメンテナンスを行なう範囲を以下の通りとします。

- (1) 契約者が提供する契約者の原稿、図画、写真などのホームページ用素材（以下、素材とします）の加工又は編集
- (2) 確認された当該表示内容に不具合が生じた際の修正もしくは修正に関する助言（ただし、修正に関しては、原則として1回のみ応じます。その後の修正については、当社は契約者に別途請求することができるものとします。）
- (3) 既存ホームページに対するメンテナンス（メンテナンスに関する修正についても、前号の規定を適用するものとします。）
- (4) 前各号に該当しない契約者ホームページに関する助言などの付帯事項

第3条（メンテナンスに関する付帯事項）

ホームページに対するメンテナンスについては、形態や量に応じて、その都度見積りを行い、加工または編集を行います。

第4条（当社の義務）

当社は、契約者より提供された素材を加工又は編集し、インターネットブラウザ上で閲覧可能な状態のホームページを作成するものとします。ただし、当社が契約者の素材を加工又は編集するにあたり、契約者の当該素材に、技術的、法律的に不具合がある場合、あるいは素材が不足している場合は、ホームページ作成に時間を要することがあります。

第5条（再委託）

当社は、ホームページ作成について、関連会社、およびそのパートナー企業に業務を委託または再委託できるものとします。

第6条（契約者の義務）

契約者は、第4条（当社の義務）で加工又は編集されたホームページ画面（インターネットブラウザ上で表示される表示内容）について申込内容と相違のないことを確認する義務を負うものとします。

第7条（料金）

本サービスの料金については、見積書にて別途定める料金とします。

第8条（支払条件）

本サービスに関する料金の支払条件は、「benrii ホームページ作成サポート」サービス契約約款の第7章第24、25、26条を適用するものとします。

第9条 (免責)

第4条(当社の義務)により当社によって作成されたホームページにおいて、契約者の責任の下に第三者へ提供されるサービス内容あるいはコンテンツに関しては、契約者が一切の責任を負うものとし、当該サービス内容あるいは当該コンテンツに起因して生じる損害賠償請求等について当社は何らの責任を負わないものとします。

第10条 (協議)

本特約及び「benrii ホームページ作成サポート」サービス契約約款に記載のない事項で、双方に疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議し、解決するものとします。

付則:本約款は、2020年7月1日より実施します。

「benrii ECサイト作成サポート」サービス利用規約

2020年7月1日
株式会社ベンリー

benrii利用申込者または企業(以下甲という)は、株式会社ベンリー(以下乙という)のネットショップサービス「benrii ECサイト制作サポート」を利用申し込みするにあたり、本規約に同意するものとし、同意が無い場合には、本サービスを申し込むことができない。

第1条 サービス

- ・乙は、第6条により成立する甲乙間の契約(以下本契約という)に基づき、甲に対し、ネットショップ制作及びそのサービスに付随したサービスを提供し、契約期間において、レンタルサーバーの管理を行う(以下本サービスという)。本サービス内容の詳細については、乙のウェブサイト上の記載によるものとする。
- ・乙は、甲が本サービス利用料金を支払うことを条件として甲に対して本サービスを提供する。
- ・甲が指定するドメイン(.com/.net/.info/.biz)の登録費及び維持費は乙が負担する。また、指定外のドメインは有料とし、甲が乙にその費用を支払う。
- ・見積書、予算書、仕様書も本契約上の契約内容の一部となる。
- ・本サービスは、各プランに応じて機能やサーバー利用権限に差異があり、甲はプランを選択・変更することで、機能の利用範囲を選択することができる。
- ・本サービスの各プランによる機能やサーバー利用権限の内容に関しては、別紙『機能比較表』記載のとおりとする。
- ・本サービスにおけるスタンダード以上(VPSサーバー、専用サーバー、クラウドサーバーを利用するプラン)の上位プランの利用については別途定める『サーバーサービス利用約款』も本契約上の契約内容の一部となるので、甲は利用申し込みにあたり、十分その内容を理解するものとする。

第2条 コンテンツ管理

- ・甲は、乙の提供するサーバー内の甲のネットショップで発信した内容に関して責任を負うものとし、甲から発信された全てのデータに関して乙は一切の責任を負わないものとする。
- ・甲は、甲の保持するパスワードについて、第三者に知られないよう管理し、定期的に乙所定の方法によりパスワードの変更登録を行うなど、パスワードの盗用を防止する措置を甲の責任において行うものとする。
- ・甲は、自己が発信したコンテンツにおいて、他人の著作権や商標権・特許権・肖像権等の諸権利、法的利益を侵害するような場合には、かかる侵害行為により発生する全ての法的責任、費用を甲自身が負うことに同意する。

第3条 動作環境

- ・本サービスは、以下の環境での動作を前提とし、動作環境以外での動作は一切保証しない。
なお、弊社で制作を行っていないコンテンツおよびプログラムの動作についても一切保証しない。

フロント画面機能

■WindowsMicrosoft Internet Explorer 8.0以上、Firefox3以上 ■MacOS XFirefox 3以上 (Safariでは、一部機能が利用できない)

■iOS (iPhone)

iOS3.0以上Webkit系ブラウザ(モバイルSafari推奨)

※iOSについては、スマートフォンオプションのご契約いただいたサイトのみ、動作対象となります。

■Android

Android 1.5以上Webkit系ブラウザ(デフォルトブラウザ推奨)

※Androidについては、スマートフォンオプションのご契約いただいたサイトのみ、動作対象となります。

・携帯サイト、スマートフォンサイトの動作環境については、エンドユーザーが利用する携帯・スマートフォンキャリア、機種によっては正確に表示されないなどの不具合が発生する可能性があることをあらかじめ甲は承諾するものとする。

管理画面機能

■WindowsMicrosoft Internet Explorer 7.0以上、Firefox3以上 ■MacOS XFirefox 3以上 (Safariでは、一部機能が利用できない)

第4条 保守・点検及びサービスの中断・中止または終了

・乙は、乙または乙へのサーバー提供事業者がシステム保守を行う等、あらかじめ甲に対して通知した上で本サービスの提供を一時中止することがある。ただし不測のネットワーク混乱や天変地異・災害発生時・その他偶発的な不可抗力による障害の発生など、乙の責に帰すことのできない事由により本サービスの提供ができなくなった場合、乙は、甲に通知をすること無く本サービスを中断もしくは中止することがある。その場合、理由の如何を問わずサービス停止に起因する損害に関して、乙は一切の責任を負わないものとする。

乙は、運営上または技術上などの理由により本サービスを終了することができるものとする。その場合には終了の2ヶ月前までにメールまたは書面にて、その旨を甲に対して通知する。

第5条 申込み拒絶

乙は、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合、甲の本サービスの利用申し込みを拒絶することができる。

(1)甲が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下暴力団員等という)である場合または暴力団員等に事業活動を支配されている場合。

(2)薬事法に抵触する可能性のある商品の販売の勧誘を行う場合。

(3)アダルト関連商品の販売を行う場合。

(4)前各号のほか、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律、売春防止法、青少年保護育成都道府県条例、マルチ商法など特定商取引法、出資法、景品表示法、資金決済法、金融商品取引法に違反するおそれのある商業的行為等の法令の定め違反する行為またはそのおそれのある行為、あるいは公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為を行う場合。

第6条 契約の期間

・契約の期間は利用申込み時に1ヶ月間、6ヶ月間、1年間のどちらかを選択し、申込みものとする。

・甲が乙所定の「お申込みフォーム」または「お申込み用紙」に利用申し込みに必要な事項を記載のうえ乙に送信し、乙がこれを承諾した時に本サービス利用契約は成立する。また、利用料金についてはbenrii設置日(アカウント発行日)より発生するが、専用サーバーを利用した場合に関してのみ、サーバー準備完了日より利用料金

が発生する。

- ・本サービスの契約期間は前項の通りbenrii設置日またはサーバー準備完了日より申込んだ利用期間をもって終了とするが、事前に甲から書面による契約を更新しない旨の申し出が契約期間満了の2ヶ月前までに無い場合、本契約は同期間自動更新され、以後も同様とする。
- ・本サービスにて専用サーバープランまたはクラウドサーバープランを選択した場合は原則的には前項を適用するが、事業終了など甲にとって不可抗力的な事由が生じた場合は契約1年目を過ぎている場合に限り、終了の2ヶ月前に申し出ることによって解約調整を行うことができる。解約にあたり乙に事務処理費用や損害が生じた場合は、甲に対してその請求をすることができるものとする。
- ・本契約の更新拒絶申し出があった場合は、契約満期をもって契約は終了し、甲のサーバー利用に関するアカウントは抹消される。同時にサーバー内の甲のデータは全て消去され、付随サービスも完了する。それに伴う甲の損害については、乙は一切の責任を負わないものとする。

第7条 料金

- ・甲は乙に対し、月額基本料金と、初期費用を支払う。
- ・甲は初回支払いの時に限り、サーバー設置日(アカウント発行日)から3ヶ月分の月額料金を前払いするものとする。また、4ヶ月目以降の基本料金については、乙の定める期日までに乙の定める支払い方法にて毎月支払うものとする。
- ・SSL取得については、初回支払いの入金が確認された後の対応とする。その他別途必要となる費用(初期費用、カスタマイズ費用)については、乙の定める期日(申込書または契約書に記載された支払予定日)までに支払うものとする。
- ・支払いに必要な手数料は甲の負担とする。
- ・甲の事由により、benrii設置の後相当期間経過してもなおネットショップが第三者に公開されない場合であっても、甲は月額基本料金等諸費用の支払義務を免責されない。

第8条 制作物の納品

- ・乙は、ネットショップ(以下制作物という)を制作するにあたり、デザイン・レイアウトなどの必要な情報について、要件を確定し制作物についての双方の合意を得るために甲と打ち合わせをした「ヒアリングシート」に基づき甲の制作物を制作する。
- ・乙は、制作物の納品を行う前に、甲に対しインターネット上にて制作物の確認を求めるものとする。ただし、「ヒアリングシート」記載の内容から大きく逸脱する内容の修正変更はこれを認めない。
- ・乙による制作物の納品は、前項による甲の制作物確認後、契約サーバーにて第三者にいつでも公開できる状態にした時点とする。
- ・ネットショップの制作に関しては、別紙『benrii制作規定』及び、『benriiシステムカスタマイズ制作規定』が適用される。

第9条 制作物の納期

制作物の納期は、甲乙協議の上決定する。

第10条 ネットショップ公開日

- ・ネットショップ公開日(第三者がネットショップにアクセス可能となる日)は、甲の指示により決定する。ただし、公開日は乙の営業時間内とし、その4営業日前までに甲が乙に通知するものとする。

・前項の通知遅延等によりネットショップ公開日が延期された場合であっても、それによって甲に生じた損害の責任を乙は一切負わない。

第11条 ネットショップの運営

- ・ネットショップ公開日以降、甲の本サービスにおける、売上情報、ログ情報その他乙の指定する情報(ただし甲の管理する個人情報を除く)を乙が取得することに甲は同意する。
- ・甲は、乙に対し、乙が、サポートまたは前項の情報の閲覧を目的として、事前に甲の承諾を得ることなく甲のネットショップにログインすることに同意する。

第12条 知的所有権等

- ・本契約に基づくネットショップの制作に必要なHTMLデータや画像データ・スクリプト等の一切の制作物に関する著作権等無体財産権及びそれらの媒体の知的所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書やテキスト原稿・画像等に関する著作権等無体財産権及びそれらの媒体の知的所有権は甲に帰属する。
- ・制作途中にデザイン案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する著作権等無体財産権及び知的所有権並びに使用権は乙に帰属する。
- ・乙は、甲が乙の制作物をネットショップ運営のためインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。
- ・乙は、甲が乙の制作物をインターネット上の公開またはコンテンツの維持の目的で改変することを許諾する。ただし、甲は、乙の本サービスに関するシステムプログラム自体を改変することはできない。
- ・乙は、制作実績(ポートフォリオ)として乙の制作物を自らが制作したものであると公開することができる。
- ・甲は、乙の文書による同意なしに、乙の制作物の使用権・改変権の第三者への譲渡・移転、またはその他の処分もしくは契約上の地位の譲渡・転貸を行うことはできない。
- ・甲は、甲の商号(屋号)、住所、本サービス利用についての担当者の氏名、電子メールアドレス、電話番号に変更が生じた場合は、直ちに乙に対して報告するものとする。

第13条 サポート

本サービスのサポートについては、2営業日以内で回答するメールサポートによるものと、営業日・営業時間(平日10:00~17:00)内での電話サポートを行うものとする。

- (1) benriiの操作方法や運営方法に関する説明や相談、提案業務。
- (2) 乙の管理下にあるサーバー等、乙のアプリケーションに起因するトラブルの対応。 セキュリティー対策及びドメインの管理、更新業務。
- (3) システムの改修やカスタマイズなどの相談、提案業務。
- (4) 上記に記載されていない内容についてはサポートの範囲外とし、必要に応じて甲乙間で協議を行う。

第14条 サービス開始後の取消・修正・解約

- ・甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、乙は甲に対し催告等すること無く本契約を解除することができるものとする。
- (1) 重大な過失または背信行為があったとき。
- (2) 支払いの停止、または破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。

- (3)手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (4)仮差押・仮処分・民事執行・公租公課の滞納処分の申立を受けたとき。
- (5)暴力団員等となったときまたは暴力団員等に事業活動を支配されるに至ったとき。
- (6)本契約または本契約に付随する契約に違反したとき。
- (7)甲が、乙の契約するサーバーやネットワークに著しい負荷や障害を与え、乙が正常なサービス提供を行えないと判断した場合。
- (8)「お申し込みフォーム」に不正確、虚偽の内容を記載した場合。
- (9)薬事法に抵触する可能性のある商品の販売の勧誘を行った場合。
- (10)アダルト関連商品の販売を行った場合。
- (11)児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律、売春防止法、青少年保護育成都道府県条例、マルチ商法など特定商取引法、出資法、景品表示法、資金決済法、金融商品取引法に違反するおそれのある商業的行為等の法令の定め違反する行為またはそのおそれのある行為、あるいは公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為を行った場合。
- (12)その他本契約を履行し難い重大な事由が生じたとき。
 - ・本契約期間中、甲の事由によりネットショップの運用を一時停止または本契約そのものを解約する場合は、乙は甲に残りの契約期間に対する利用料、その他甲から受領した金銭を一切返金しないものとする。また、利用料金分納の場合は、甲は乙に対し1年分の利用料金を継続して支払うものとする。
 - ・専用サーバーまたはクラウドサーバーを使用している場合に関してのみ、本契約更新2年目以降は、本契約期間中、甲の事由により本契約を解約する場合は、甲は乙に対し、本契約期間の利用料2月分相当額を解約時に支払うものとする。
 - ・甲が契約解除、解約、利用停止によるデータ消滅などにより損害を被っても、乙は帰責事由がない限り一切の責任を負わないものとし、甲はあらゆる苦情や請求はできないものとする。

第15条 責任制限

- ・乙は、乙の制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じた甲のまたは甲の顧客等第三者のいかなる損害についても、乙に故意または過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、その時まで乙が受領した本サービスの利用料金(12ヶ月分を限度とする)を超えて責任を負わない。
- ・乙は、サーバーに関するアカウント及びパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとする。乙が責任を負う場合の上限は前項と同様とする。
- ・甲の本サービスの利用に際し、甲に対して発生した損害についての乙の責任についても前2項と同様とする。
- ・乙は、サーバーに対する不正アクセス及び不正アクセス禁止法に含まれる外部からのアクセスに起因する損害について、その責を負わないものとする。
- ・本条の責任制限は、別紙『デザイン制作規定』、『システムカスタマイズ制作規定』その他見積書、仕様書に別段の規定がある場合は、その規定による。

第16条 データのバックアップ

- ・甲がサーバーにアップロードしたデータは、甲がバックアップを取るものとし、サーバーの障害やプログラムの不具合によってこれらのデータが滅失したとしてもデータ滅失により被った甲の損害については、乙は一切の責

任を負わない。ただし、乙に故意または過失がある場合については、前条第一項の範囲で責任を負う。

- ・商品撮影代行により撮影された画像のデータについてもまた、前項と同様とする。

第17条 禁止行為

甲は、本サービスの利用において、次の各号の内容に該当する行為をしないものとする。なお、甲が次の各号に反した行為を行った場合、あるいは次の各号に反する行為を行う恐れがあると乙が判断した場合、乙は、相当な期間を定めて催告の上、サービスの停止もしくは本契約を解除することができる。この場合、乙は甲に残りの契約期間に対する利用料を一切返金しないものとする。またこの場合、乙は、本サービスの停止や契約解除により甲に生じた損害については一切責任を負わないものとする。

- ・乙または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害または侵害するおそれのある行為。
- ・乙または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
- ・乙または第三者の個人情報・その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用い収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為。
- ・乙または第三者の個人情報を本人の同意無く違法に第三者に開示、提供する行為、またはそれに類似する行為。
- ・乙または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
- ・公序良俗に反する内容の情報・文書及び図形等を他人に公開する行為。
- ・法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
- ・無限連鎖講(「ねずみ講」)あるいはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為。
- ・コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- ・本条の各当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、または結果として同等とみなされる行為。
- ・その他乙が不適切と判断する行為。

第18条 損害賠償

乙は、甲の本サービスの利用に際し、サーバーダウン等その他甲が乙に故意または過失により損害を与えた場合、甲に対し損害賠償請求することができるものとする。

第19条 契約終了時の措置

- ・契約期間の満了、契約解除、解約による契約の終了により甲が指定するドメイン(.com/.net/.info/.biz)については、甲は契約終了後に使用することはできない。また、独自ドメインの移管について、乙は一切の責任を負わない。なお、移管を乙に委託する場合は、別途手数料がかかるものとする。
- ・契約終了時に乙は甲に対して甲がサーバーにアップロードしたデータを提供する義務を負わないものとする。
- ・契約終了により甲のサーバー利用に関するアカウントは抹消される。同時にサーバー内の甲のデータは全て消去され、付随サービスも完了する。それに伴う甲の損害については、乙は一切の責任を負わないものとする。
- ・甲はサイトデザイン等をポスターやチラシで利用している場合は、回収、廃棄するものとする。

第20条 機密保持

- ・甲及び乙は、本業務に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密

を、本契約の存続期間中はもとより本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

・乙は、個人情報の取り扱いについては、乙が別途規定するプライバシーポリシーに従って管理するものとする。

第21条 本規約の変更

・乙は、必要と認めるときに本規約の内容を変更することができる。

・本規約の変更については、乙が変更内容を乙のウェブサイト上に掲載した時点から変更後の内容を適用する。

・サービス内容の変更に伴い利用料金が改訂される場合は、最大2年間の猶予期間をもって従前の利用料金を維持するなど甲に不利益が生じないよう配慮するものとする。

第22条 一部無効

本規約の規定中、無効な事項と解釈された場合であっても当該部分についてのみその効力を失うものとし、その余の規定の効力に影響しないものとする。

第23条 準拠法

本契約に関する準拠法は日本国法とする。

第24条 協議及び管轄裁判所について

・本契約に定めのない事項及び利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令・商習慣等によるほか甲乙協議のうえ、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。

・本契約に関して訴訟が必要な場合は、地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする

第25条 VPSサーバー、専用サーバー、クラウドサーバーを利用するプランについて

・VPSサーバー、専用サーバー、クラウドサーバーを利用するプランについては本規約に別段の規定がある場合のほか別途定める『サーバーサービス利用約款』の内容が適用される。

(サーバーサービス利用約款概要)

第5条(利用契約の締結) 第10条(利用料金) 第11条(支払期限) 第27条(利用不能の際の損害賠償の制限)

第28条(免責)

2020年7月1日制定